

事業報告書

2023年度

(第6期事業年度)

自：2023年4月 1日

至：2024年3月31日

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

目次

1	理事長によるメッセージ	1
2	法人の目的・業務内容	3
3	法人の位置付け・役割	3
4	中期目標（前文抜粋）	4
5	理事長の理念や運営上の方針・戦略等	4
6	中期計画及び年度計画	5
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	11
9	実績の適正な評価の前提情報	13
10	業務の成果と使用した資源との対比	16
11	予算と決算の対比	17
12	財務諸表	18
13	財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報	20
14	内部統制の整備・運用に関する情報	22
15	法人の基本情報	23

1 理事長によるメッセージ

概要

地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、2018（平成30）年10月に筑西市民病院と県西総合病院が再編統合されて発足しました。2024（令和6）年3月末日をもって、発足後5年6か月が経過いたしました。当法人は、許可病床数250床（2024（令和6）年3月31日現在）を有し、急性期医療を担う茨城県西部メディカルセンターと在宅医療を担う筑西診療所を運営しています。

茨城県西部メディカルセンターは、病院理念として、「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供する」を謳い、「地域医療のコントロールタワーとして保健・医療・福祉の連携を推進する」など、8項目の基本方針（後述）を掲げ、これらの理念及び基本方針に従い、開院以来、院内の体制を整備してまいりました。

一方、筑西診療所は「安全で心のこもった医療を提供する」との方針を掲げ、外来診療・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援などの活動を行っています。人々が、住み慣れた住まい・地域で過ごし続けたいと思うのは自然な感情です。在宅医療は、そのような患者さんを支えるための重要なシステムであり、国も推奨しています。筑西診療所では、開院以来、徐々に患者さんも増え、地域のクリニックとの連携も進んでいます。

主要な課題とそれらへの対応

2024（令和6）年4月から実施される、医師等の働き方改革への対応には多くの医療機関が苦慮しています。法人としては、数年前から、制度に関する情報収集、医師の勤務実態調査、院内での周知活動などを行ってきました。2023（令和5）年10月には筑西労働基準監督署より部分的に宿日直許可を得ることができ、時間外労働時間算定上は、有利な状況となりました。引き続き、医師の時間外勤務時間の迅速かつ正確な把握に基づき、必要な対策を行ってまいります。併せて、大学等に所属する非常勤医師の勤務状況にも留意し、夜間・休日における医療提供体制維持に努めます。

日本では2020（令和2）年初頭に流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、何度も波状の流行を繰り返し、医療機関のみならず社会全体が多大な影響を受けました。茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所は、予防接種、外来・入院診療、地域医療機関の支援など、中核的医療機関として、様々な役割を果たすことができました。茨城県西部メディカルセンターにおける新型コロナウイルス感染症の入院受入患者延べ数は、2022（令和4）年度は2,059名、2023（令和5）年度は1,060名を数えました。2023（令和5）年5月から、法的に5類感染症へと位置づけが変更され、医療機関に対する新型コロナウイルス感染症関連の補助金も終了したため、経営上の困難に直面していますが、引き続き、経営努力を推進します。

新型コロナウイルス感染症患者に対する入院診療体制を強化するため、流行初期から2023（令和5）年6月まで、その専用病棟を設置してまいりましたが、前述の5類移行も踏まえ、専用病棟を廃止し急性期病棟として運用することといたしました。今後は、医療需要、診療報酬制度などの動向を注視しながら弾力的に病棟を運用してまいります。

医療の領域においても、デジタル技術の導入・活用の必要性が認識され、日本政府もいわゆる「医療DX」を強く推奨しています。茨城県西部メディカルセンターは、基幹情報システムを前身病院から継承し、開院時に様々な部門システムや自動精算機を導入するとともに、基幹システムとの連携を実現しています。しかし、開院から6年近くが経過して老朽化が進み、ハードウェアを含むシステム更新や新規部門システム導入を喫緊の課題として検討中です。また、サイバーセキュリティの確保も重要な課題であり、BCP（業務継続計画）の更新も行っています。

茨城県西部メディカルセンターは、地域災害拠点病院として、開院以来、災害用設備・備品の整備、人材育成、定期的な災害訓練などを行い、災害対策の充実に努めてまいりました。2024（令和6）年1月には能登半島地震が発生し、国からの要請に応じて、2度にわたり当院DMATが能登半島地域の医療支援に出動しました。当院DMATが石川県において災害支援に貢献できたことを嬉しく思うとともに、実践的な経験を積むことができたことも収穫でした。

法人は、基本方針にも記されているとおり、環境保護を重視しています。茨城県西部メディカルセンターは、照明を全てLED光源にするなど、省エネルギーに配慮された建物ですが、開院後、運用面でも、空調や照明の設定調整、階段利用の推奨など、工夫を重ねてまいりました。これらの努力が評価され、2021（令和3）年12月、県内医療機関としては初めて、茨城県西部メディカルセンターは「茨城エコ事業所」の認定を取得しました。今後は、再生エネルギー導入や廃棄物リサイクル推進にも取り組み、職員や来院者の環境保護意識を高める一助ともなることを期待しています。

茨城県西部メディカルセンターは、開院以来、院内施設を活用し、各種健診業務を行ってまいりました。しかし、現状の施設・設備では様々な制約があり、地域の住民や事業者からの期待に十分応えられない状況があります。そこで、新たに専用の健診センター施設を設置すべく、2025（令和7）年4月開所を想定し、準備を行っています。

総括

法人は、開設以来、地域の中核的医療機関として求められる役割を果たすべく、努力してまいりました。上記のとおり、様々な課題を認識しており、これからも、健全で効率的な病院の運営・経営を重視し、職員一丸となって努力を重ねる所存です。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
理 事 長 水 谷 太 郎

2 法人の目的・業務内容

(1) 法人の目的

法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、筑西市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とします。

(2) 業務の範囲

法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行います。

- ① 医療を提供すること。
- ② 医療に関する地域への支援を行うこと。
- ③ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ④ 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- ⑤ 災害時における医療救護を行うこと。
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービスに関する業務を行うこと。
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅介護事業に関する業務を行うこと。
- ⑧ 介護保険法に基づく指定介護予防サービスに関する業務を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 法人の位置付け・役割

(1) 筑西市総合計画における位置付けと役割

筑西市では、2017（平成29）年に第2次筑西市総合計画を策定し、基本理念の一つに、あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくりを掲げました。

また、2022（令和4）年には第2次筑西市総合計画 後期基本計画を策定し、そのなかで、茨城県西部メディカルセンターが地域医療の拠点となって、急性期を中心とした医療を提供し、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図るものとしております。

(2) 地域医療における法人のあり方

地域医療の拠点として、医師・看護師などの医療人材の確保と「2025年問題」への対応が必要であるため、地域医療機関との連携を図るとともに、2人主治医制を推進します。

また、茨城県西部メディカルセンターは、地域災害拠点病院として、傷病者の受入れ、DMATの派遣、災害時の医療救護活動など、災害時における中心的な役割を担っています。

筑西診療所では、在宅医療中心の医療を提供し、在宅医療・介護連携を図っています。

4 中期目標（前文抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、2018（平成30）年10月1日設立以来、「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供する」を理念に掲げ、地域において急性期医療を担う中核病院として、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、周辺の高度医療機関、さくらがわ地域医療センターや地域の医療機関等との機能分担や連携を図り、地域医療を支えてきた。第1期中期目標の期間中、法人においては、救急受入体制の強化、新型コロナウイルス感染症への対応、筑波大学附属病院・自治医科大学合同茨城県西部地域臨床教育センターによる医学生や臨床研修医等への支援・指導、関係機関との連携等による地域医療支援病院の承認など職員一丸となって地域医療提供体制の整備に取り組み、再編統合前の地域医療の状況を改善する成果を上げることができた。

しかし、目標とする医療人材の確保には至らず、医療提供体制の整備が遅れている状況で、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、医業収益が計画を大きく下回るなど経営は極めて厳しい状況になっている。一方、茨城県地域医療構想においては、政策医療について公的病院等が適切に救急医療等を提供していけるよう民間医療機関との相互協力体制を強化し、地域医療の充実を図るとともに、急性期医療の提供体制の充実や在宅医療等の需要増への取組の推進が求められている。

以上を踏まえ、市は、法人に対し、地域医療を基調とした臨床教育活動の支援を行うとともに、引き続き地方独立行政法人制度の強みを最大限に発揮し、市からの過度な繰入に頼ることなく持続的かつ自立的な経営基盤を構築し、地域の中核病院として、救急、災害時対応等の公共性の高い医療を提供することを求める。あわせて、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議へ参画し、茨城県及び筑西保健所と十分に連携し、機能分担による病床機能については地域の医療ニーズを踏まえた医療提供体制の整備を行い、地域医療構想との整合を図るものとする。

また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、周辺の高度医療機関や地域の医療機関等と連携を図り、より安全で質の高い医療提供体制を構築し、住民の健康の維持・増進に寄与するため、ここに第2期中期目標を定める。』

なお、中期目標の詳細につきましては、筑西市のホームページに掲載している地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標をご参照ください。

5 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供します。」

(2) 基本方針

- ① 地域医療のコントロールタワーとして保健・医療・福祉の連携を推進します。
- ② 地域の住民や医療機関に開かれた医療施設とします。
- ③ 安全で心のこもった最善の医療を提供します。
- ④ 地域災害拠点病院として災害に備えます。
- ⑤ 健全で効率的な病院の運営・経営を行います。
- ⑥ 知識・技能向上のため研修に積極的に取り組みます。
- ⑦ 職員は相互の理解と敬意に基づき組織の融和に努めます。
- ⑧ 地球温暖化対策や環境保護に幅広く取り組みます。

(3) 戦略

茨城県西部メディカルセンターは、ミッション、ビジョン3－3－3を戦略として掲げています。

① 茨城県西部メディカルセンターのミッション

2次救急及び急性期入院診療を担う中核病院として、地域の医療機関と協力し、良質な医療を提供するとともに、住民が安心して暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。

② 茨城県西部メディカルセンターのビジョン3－3－3



6 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、2023（令和5）年度は第2期中期計画の2年目となります。

- (1) 第2期中期計画（2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで）（前文抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、地域医療再生計画に基づき、

2018年10月1日、地域の医療機関等とより良い連携や機能分担を図りながら、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めるために設立された。2病院が再編統合された法人は、開院直後より様々な課題を整理しつつ、さくらがわ地域医療センターや近隣の医療機関等との機能分担を図りながら運営してきた。

第1期中期計画の期間中は、2次救急医療の完結を目指し、救急受入体制の強化を行い、入院については、平均在院日数の短縮を図りながらDPC制度を導入することができた。外来については、紹介率・逆紹介率を高め、地域医療支援病院の承認を得ることができた。

また、診療所においては、連携強化型在宅療養支援診療所として地域の診療所と連携を強化させたほか、訪問看護ステーションについては機能強化型訪問看護管理療養費、看護体制強化加算を取得し、地域に貢献することができた。

第2期中期計画の期間中においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応を行い、最大の課題である優秀な人材の確保や実習生の積極的な受入れなど、人材育成の充実を図るとともに、安定した法人運営を確保するための経営基盤の強化を進めながら医療環境の変化に柔軟に対応し、診療機能の充実に取り組む。

また、国が推進する医師の働き方改革に対応するため、関連する大学病院を含めた医療機関、医師会、行政と連携や調整を図りながら法人の体制整備を行い、併せて、地域医療構想の実現に向けて持続可能な医療提供体制の在り方を地域住民とともに検討していく。

以上を踏まえ、法人は、安心、安全、質の高い医療の提供を推進し、設立団体の長である筑西市長から指示された中期目標を達成するため、中期計画を定める。』

(2) 経営強化プラン2023（本プランの位置付け抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構経営強化プラン2023（以下「本プラン」という。）については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、茨城県西部メディカルセンター（以下「当院」という。）及び筑西・下妻保健医療圏の実情を踏まえ、公立病院に求められる役割を維持し、持続可能な地域医療提供体制を安定的に確保するために経営強化の取組を定めるものである。』

(3) 第2期中期計画及び2023（令和5）年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画及び当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当年度に係る年度計画との関係は、以下のとおりです。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構2023（令和5）年度計画（前文を一部引用）

2023（令和5）年度は、引き続き、2次救急医療への対応を継続しつつ、国による新型コロナウイ

ルス感染症対応に係る方針を注視し、医療提供体制の再検討を図る。

また、2024（令和6）年度から施行される医師の働き方改革については、診療体制の検討を行い、政策医療や地域包括ケアシステムに貢献するため、地域医療機関との連携強化に一層努める。

筑西診療所においては、引き続き、地域のニーズを的確に把握し、在宅医療の充実を図る。

また、新たに中期計画に位置付けた健診センターの整備については、筑西市の重点プロジェクトである予防医療推進整備支援事業と併せ、利施設の充実を図るための建設計画を推進する。

以前からの課題である人材確保については、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的措置の終了を見据え、最優先課題として取り組み、安全・安心で質の高い医療を提供し、経営基盤の強化を図る。

2023（令和5）年度の年度計画の達成に向け、次の点に留意する。

- ① 人材確保の更なる充実を図り、質の高い医療の提供に取り組む。
- ② 政策医療を担う公的病院として、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を行う。
- ③ 迅速性及び柔軟性を発揮し、人材及び物的資源を最大限に活用し、経営改善に努める。
- ④ 健診センターの整備に向け、必要な準備を計画的に進める。
- ⑤ 2024（令和6）年度からスタートする医師の働き方改革についても、部分宿直の導入検討などの対応準備を進めていく。

第2期中期計画	2023（令和5）年度計画
第1 中期計画の期間 2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの4年間とする。	第1 年度計画の期間 2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までの1年間とする。
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービスの向上 2 医療提供体制の整備 3 患者・住民サービスの向上 4 地域医療連携の強化 5 信頼性の確保	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービスの向上 2 医療提供体制の整備 3 患者・住民サービスの向上 4 地域医療連携の強化 5 信頼性の確保
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築 2 勤務する職員に魅力ある病院づくり	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築 2 勤務する職員に魅力ある病院づくり
第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の構築 2 収益の確保と費用の節減 3 計画的な投資と財源確保	第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の構築 2 収益の確保と費用の節減 3 計画的な投資と財源確保

第5 その他業務運営に関する重要事項 1 環境問題への取組	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 環境問題への取組
第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 2 収支計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 3 資金計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで）	第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算（2023（令和5）年度） 2 収支計画（2023（令和5）年度） 3 資金計画（2023（令和5）年度）
第7 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由	第7 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由
第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画	第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・なし	第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・なし
第10 剰余金の使途 決算時に剰余を生じた場合は、病院施設の建替、整備又は医療機器の購入等に充てる。	第10 剰余金の使途 決算時に剰余を生じた場合は、病院施設の建替、整備又は医療機器の購入等に充てる。
第11 料金に関する事項 1 診療料金等 2 診療料金等の減免 その他	第11 料金に関する事項 1 診療料金等 2 診療料金等の減免 その他
第12 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）に定める事項 1 施設及び設備に関する計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 2 中期目標の期間を超える債務負担積立金の処分に関する計画	第12 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）に定める事項 1 施設及び設備に関する計画（2023（令和5）年度） 2 中期目標の期間を超える債務負担積立金の処分に関する計画

なお、「第2期中期計画」、「経営強化プラン2023」及び「2023（令和5）年度計画」の詳細につきましては、法人のホームページに掲載している中期計画等をご参照ください。

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

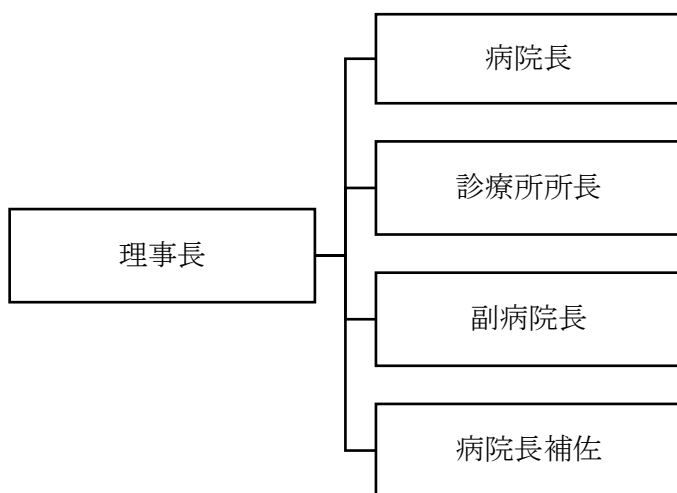
法人は、中期目標等に基づき法令等を順守しつつ業務を行い、法第3条の目的を有効かつ効率的に果たすため、法第22条に基づき、業務の適正を確保するための整備について、業務方法書に定めております。

詳細については、業務方法書(リンク先:https://www.iwmo.or.jp/data/doc/1679014127_doc_23_0.pdf)をご覧ください。

・ガバナンスの体制図（執行部会議）

法人の最高決定機関である執行部会議を開催しています。

執行部会議参加者：理事長、病院長、診療所所長、副病院長4名、病院長補佐2名



(2) 役員の状況（2024（令和6）年3月31日現在）

役 職	氏 名	備 考
理 事 長	水 谷 太 郎	
副理事長	梶 井 英 治	茨城県西部メディカルセンター 病院長
理 事	佐々木 将 人	筑西診療所 所長
理 事	田 邊 義 博	茨城県西部メディカルセンター 病院長補佐
理 事	本 多 正 徳	芳賀赤十字病院 病院長
理 事	河 野 元 嗣	筑波メディカルセンター病院 病院長
監 事	篠 崎 和 則	弁護士
監 事	山 口 烈	税理士

(3) 職員の状況（2024（令和6）年3月31日現在）

① 常勤職員の数

384名

② 職員の平均年齢

38.8歳

(4) 重要な設備投資の状況

施設及び設備に関する計画及び中期目標の期間を超える債務負担

契約内容	契約期間	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
総合施設管理業務委託	2024. 4. 1～2029. 3. 31	598, 270, 800 円	598, 270, 800 円
健診センター建設工事	2024. 3. 7～2025. 3. 10	720, 000, 000 円	496, 807, 273 円

(注) 上記数値は消費税抜きの金額を記載しております。

(5) 純資産の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
設立団体出資金	103	-	-	103
資本剰余金	761	6	-	768
利益剰余金	1, 131	-	632	499
純資産合計	1, 996	6	632	1, 370

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

(6) 財源の状況

① 財務の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
営業収益	5, 958	89. 6%
営業外収益	44	0. 7%
資本収入	646	9. 7%
合計	6, 648	100. 0%

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

② 営業収入に関する説明

営業収益 5, 958 百万円の内訳として、本業である医業収益が 4, 461 百万円、その他に運営費負担金 252 百万円、補助金等収益 1, 245 百万円などがあります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

環境問題への取組

法人は、医療機関特有の環境負荷を認識し、地球環境に配慮した病院及び診療所経営を主体的に行うとともに、筑西市が目指す温室効果ガスの排出抑制等による二酸化炭素排出実質ゼロへの取組に協力します。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

法人のリスク管理は、現状では医療安全管理室及び感染対策室を中心に行っています。そのほか、災害対応にも取り組んでいます。

① 医療安全管理室

医療安全に関して、法人では医療安全管理室を中心に様々な取組を行っています。毎日のカンファレンスや職員に対する医療安全についてのフィードバックなどを通じて、職員の医療安全意識の向上を図っています。

また、患者サポート委員会との連携を通じて、安全上の事故防止対策を提案しています。インシデント報告に関しても、報告数の目標を設定して、積極的に取り組んでいます。医療安全対策として、eラーニングやセーフティー研修として様々なプログラムを実施しており、医療安全の更なる向上に取り組んでいます。

【実績】

年 度	2023 (R5)
項 目	
インシデント報告数	1,615 件

② 感染対策室

茨城県西部メディカルセンターでは、感染症対策に重点を置いており、習慣化を図ることを目標に、標準予防策に関する研修を実施しました。手指消毒の使用基準値の設定や医療材料の変更など、標準予防策の順守に向けた取組を行っています。

定期的な抗菌薬ラウンドや感染症ラウンドを通じて菌の検出状況を確認し、必要に応じて職員への周知を行うとともに、病棟においてシンクの培養検査と特殊洗浄を実施し、耐性菌を検出した場合は適切に対応しています。

災害対応訓練の実施時には、災害時における新興感染症への対応訓練や、新型コロナウイルス感染症に関する対策を行いました。感染対策向上加算連携医療機関とのカンファレンスや医療機関への訪問指導も行っており、感染症に関する知識や情報の共有を図っています。

③ 災害対応

茨城県西部メディカルセンターは、地域災害拠点病院として大規模災害時にDMA Tの派遣又は受入れが迅速に実施できるよう、日頃から実動訓練等を実施しています。

また、災害時の初動体制及び医療活動の円滑化並びに関係機関との協力体制の強化を目的として、真壁医師会、筑西保健所、筑西市、筑西広域消防本部及び筑西警察署の参加による当院の災害訓練を実施

しました。そのほか、災害時における新興感染症への対応訓練や新型コロナウイルス感染症に関する対策など、様々な取組を行っています。

(2) 業務運営上の課題とその対応策

① 経常収支の状況

2023(令和5)年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関としての役割は終了し、入院病床確保に伴う補助金の交付も終了しました。

しかし、依然として新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者に関する個室管理などの対応は継続しており、目標とする入院患者数の確保には至っておらず、厳しい経営状況が続いています。

② 医業収益の状況と改善のための方策

収益の確保と費用の節減に取り組んでいます。診療報酬改定への迅速な対応や適正な人員配置により収益を確保し、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の管理・早期回収に努めています。医療材料の調達方法や契約形態の見直し、委託費の契約見直しなども行い、費用の節減に取り組んでいます。

また、黒字化を目指した指標の作成や経費削減の方策の共有など、経営改善にも取り組んでおり、人件費対医業収益比率や材料費対医業収益比率などの指標を意識しながら、財務内容の改善に努めています。

【実績】

年 度 項 目	2023 (R5)
1日平均入院患者数	141.6人
入院診療単価	56,865円
平均在院日数 (一般病床)	15日
病床利用率	69.8%
1日平均外来患者数	364.4人
外来診療単価	13,705円

※ 病床利用率算定に係る稼働病床数は203床

年 度 項 目	2023 (R5)
人件費対医業収益比率	78.1%
材料費対医業収益比率	19.9%
薬品費対医業収益比率	7.9%
経費対医業収益比率	28.5%

9 実績の適正な評価の前提情報

実績の適正な評価に資するための各事業の取組や実績の情報について、「2023（令和5）年度計画」において、項目別に記載します。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 医療サービスの向上

茨城県西部メディカルセンターについては、患者中心の医療提供、新型コロナウイルス感染症への対応及び5類感染症移行後の病棟再編などを行うとともに、広報紙「にじいろ」などの広報活動によって病院機能の周知を行いました。

また、地域における2次救急医療及び急性期医療を提供し、医療安全対策の強化を図りながら、地域災害拠点病院の役割も果たしています。

筑西診療所については、継続的に在宅医療連携グループの拡充に取り組み、関係機関とともに在宅医療の充実を図っています。

(2) 医療提供体制の整備

医療提供体制の充実に向け、優秀な医療スタッフの確保と専門性・医療技術の向上に努めました。医師確保のため関係機関と連携し、医師の招へい、専門医及び研修医を積極的に受け入れ、指導・育成を行い、医師事務作業補助者によるタスク・シフト／シェアに取り組み、医師の負担軽減に取り組みしました。

また、薬剤師や看護師などの確保にも力を入れるとともに、医療スタッフの医療知識・技術の向上のため、教育研修制度や専門資格取得の支援を充実させることで、多職種連携に基づくチーム医療を推進し、総合的な診療を提供しています。

(3) 患者・住民サービスの向上

患者満足度を高めるとともに、利便性・快適性を向上させるため、患者満足度調査や待ち時間調査を定期的に行い、ニーズに応じた取組及び院内外の環境整備を行っています。

また、健康増進、疾病予防及び予防医療への取組により、健診センターの受診者数も増加しています。病児保育についても、充実化を図ることで子育てと就労の両立を支援しています。

(4) 地域医療連携の強化

地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関やさくらがわ地域医療センターと機能分化及び連携を図り、かかりつけ医との2人主治医制を推進しています。

また、病病連携や病診連携を促進し、紹介・逆紹介の充実に取り組み、地域医療支援病院としての役割を担っています。

(5) 信頼性の確保

信頼性の確保には、医療安全対策が重要であるため、医療事故の予防や再発防止に向けて、院内感染防止対策やインシデント事例の分析を行っています。

また、地域に開かれた医療施設として、地域住民が医療に関する問題意識を共有し、お互いが支え合う関係を構築できるよう、広報活動を行っています。真壁医師会とは連携懇話会を開催し、地域の医療機関との顔の見える関係の構築に努めています。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築

効率的な運営管理体制の確立に向け、事務職員の職務能力向上が重要と考え、目標を共有し、診療連絡会議において、収支状況や経営分析結果を報告するとともに、経営改善計画の周知を図っています。

また、研修を通じて専門知識の向上や人材の育成にも取り組んでいます。

(2) 勤務する職員に魅力ある病院づくり

人事評価の見直し、意欲を引き出す人事給与制度の整備、働きやすい職場環境づくりなどを推進して、職員満足度の向上に努めています。働き方改革への対応や育児支援など、職員への様々な支援や、職場環境の整備にも取り組んでいます。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 経営基盤の構築

自主性を発揮した経営や、効率的な運営管理体制の確立に取り組んでいます。地方独立行政法人の特徴を活かし、柔軟な意思決定や迅速な経営判断を行い、経営の健全化を図っています。

また、コンサルタントの支援を受けながら、経営改善会議において協議を行い、単年度収支及び中期計画の資金収支の改善に努めました。

(2) 収益の確保と費用の節減

診療報酬改定への対応や適正な人員配置により、収益確保を図るとともに、査定の低減や未収金の早期回収にも取り組んでいます。医薬品や診療材料について、購入方法や契約形態を見直すとともに、計画的な医療機器の更新及び整備を行うことで、中長期的な費用の節減に努めています。

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

(1) 環境問題への取組

地球環境に配慮した取組として、環境への影響を認識し、リサイクル可能な資源ゴミの分別を徹底するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進しています。

また、これらに関する広報活動にも取り組んでいます。

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 業務の成果と使用した資源との対比

(単位：百万円)

項 目	評定 (※1)	行政コスト
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 医療サービスの向上		
(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供	3	
(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供	4	
(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応	3	
(4) 救急医療の取組	3	
(5) 災害拠点病院としての災害への取組	4	
(6) 小児医療への取組	3	
(7) 地域包括ケアシステムの推進	3	
(8) 感染症への対応	3	
2 医療提供体制の整備		
(1) 優秀な医療スタッフの確保	3	
(2) 医療スタッフの専門性・医療技術の向上	3	
(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践	3	
3 患者・住民サービスの向上		
(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組	3	
(2) 利便性及び快適性の向上	3	
(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動	3	
(4) 病児保育への取組	3	
4 地域医療連携の強化		
(1) 地域医療機関、かかりつけ医との連携（2人主治医制）	3	
(2) 地域医療支援病院としての取組	4	
5 信頼性の確保		
(1) 医療安全対策等の徹底	3	
(2) 法令、行動規範、病院理念等の順守	2	
(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組	3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築		
(1) 効率的な運営及び管理体制の確立	3	
(2) 事務職員の職務能力の向上	3	
2 勤務する職員に魅力ある病院づくり		
(1) 意欲を引き出す人事給与制度の整備	3	

第3 財務内容の改善に関する事項		
1 経営基盤の構築	2	
2 収益の確保と費用の節減		
(1) 収益の確保	2	
(2) 費用の節減	2	
3 計画的な投資と財源確保	3	
第4 その他業務運営に関する重要事項		
1 環境問題への取組	3	
合 計		6,320

(※1) 自己評価区分

自己評価の点数は、以下の5段階となっています。

5：大幅に上回って実施している

4：上回って実施している

3：年度計画を順調に実施している

2：十分に実施できていない

1：大幅に下回っている

11 予算と決算の対比

(1) 予算と決算の対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 理由
収入			
営業収益	5,100	5,958	
医業収益	4,532	4,461	
運営費負担金	252	252	
補助金等収益	316	1,245	①
営業外収益	41	44	
運営費負担金	25	25	
その他営業外収益	16	19	
資本収入	560	646	
運営費負担金	316	316	
補助金等収益	102	149	
長期借入金	142	182	
貸付金	0	0	
計	5,701	6,648	
支出			
営業費用	5,095	5,436	
医業費用	4,597	4,909	
給与費	2,839	2,803	
材料費	817	862	
経費等	935	1,239	②
研究研修費	6	5	
一般管理費	498	527	
営業外費用	25	25	
資本支出	581	700	
建設改良費	244	357	③
長期借入金償還金	17	17	
移行前地方債債務償還金	316	316	
長期貸付金	4	10	
計	5,701	6,161	
予算収支	0	487	

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

※予算額と決算額の差額の説明

- ① 補助金等収入が計画より増加したこと等による。
- ② 委託費等が計画より増加したこと等による。
- ③ 健診センター建設事業計画による。

12 財務諸表

(1) 要約した財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	2022 (R4)	2023 (R5)	負債の部	2022 (R4)	2023 (R5)
固定資産	8,381	7,967	固定負債	9,786	9,534
有形固定資産	7,696	7,317	資産見返負債	3,652	3,490
投資その他の資産	686	649	長期借入金	397	544
流動資産	4,274	3,799	移行前地方債償還債務	4,260	4,092
現金及び預金	2,471	2,916	引当金	1,477	1,408
医業未収金	1,767	832	流動負債	874	862
たな卸資産	33	48	一年以内返済		
その他	3	4	移行前地方債償還債務	316	168
			一年以内返済		
			長期借入金	17	34
			未払金	327	428
			未払消費税等	4	2
			預り金	40	47
			引当金	170	175
			その他	0	8
			負債合計	10,660	10,396
			純資産の部	2022 (R4)	2023 (R5)
			資本金	103	103
			資本剰余金	761	768
			利益剰余金	1,131	499
			純資産合計	1,996	1,370
資産合計	12,656	11,766	負債純資産合計	12,656	11,766

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科目	2022 (R4)	2023 (R5)
損益計算書上の費用	6,214	6,320
医業費用	5,688	5,767
一般管理費	497	527
財務費用	26	25
雑支出	1	0
臨時損失	1	1
その他行政コスト	-	-
行政コスト合計	6,214	6,320

③ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2022 (R4)	2023 (R5)	差額
営業収益	7,302	5,642	△ 1,660
医業収益	4,376	4,392	16
運営費負担金収益	760	562	△ 198
補助金等収益	1,820	378	△ 1,442
資産見返補助金等戻入	344	308	△ 36
その他	3	3	0
営業費用	6,186	6,294	108
医業費用	5,688	5,767	79
給与費	2,731	2,905	174
材料費	906	874	△ 32
減価償却費	883	733	△ 150
経費等	1,169	1,255	86
一般管理費	497	527	30
営業利益	1,116	△ 651	△ 1,767
営業外収益	44	46	2
運営費負担金収益	26	25	△ 1
その他営業外収益	17	21	4
営業外費用	28	25	△ 3
経常利益	1,132	△ 631	△ 1,763
臨時損失	1	1	0
当期純利益	1,131	△ 632	△ 1,763

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	103	761	1,131	1,996
当期変動額	-	6	△632	△625
その他行政コスト	-	-	-	-
当期総利益	-	-	△632	△632
その他	-	6	-	6
当期末残高	103	768	499	1,370

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2022 (R4)	2023 (R5)	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,059	963	△96
診療業務活動によるキャッシュ・フロー	2,286	2,188	△98
その他の業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,226	△1,225	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36	△367	△331
財務活動によるキャッシュ・フロー	△530	△151	379
資金増加額	493	445	△48
資金期首残高	1,578	2,071	493
資金期末残高	2,071	2,516	445

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

13 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

(1) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

① 貸借対照表

【資産】

2023（令和5）年度末現在の資産合計は11,766百万円と、前年度と比較して890百万円（7.0%）の減少となりました。これは、減価償却により償却資産の価値が減少したこと、また流動資産においては、前年度末と比べて補助金等収益の未収計上額が減少したことが主な要因となります。

【負債】

2023（令和5）年度末現在の負債合計は10,396百万円と、前年度と比較して264百万円（2.5%）の減少となりました。これは、資産見返負債の収益化による減少と移行前地方債償還債務の返済による減少が主な要因となります。

② 行政コスト計算書

2023（令和5）年度の行政コストは6,320百万円と、前年度と比較して106百万円（1.7%）の増加となりました。全額が損益計算書上の費用によるものです。

③ 損益計算書

【営業収益】

2023（令和5）年度の営業収益は5,642百万円と、前年度と比較して1,660百万円（22.7%）の減少となりました。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の終了などにより、補助金等収益が減少したことが主な要因となります。

【営業費用】

2023（令和5）年度の営業費用は6,294百万円と、前年度と比較して108百万円（1.7%）の増加となりました。これは、償却期間の終了により減価償却費が減少した一方、職員数の増加に伴う給与費が増加したこと及び経費等に含まれる委託費が増加したことが主な要因となります。

【営業外収益】

2023（令和5）年度の営業外収益は46百万円と、前年度と比較して2百万円（4.5%）の増加となりました。これは、実習料等のその他営業外収益が増加したことが主な要因となります。

【営業外費用】

2023（令和5）年度の営業外費用は25百万円と、前年度と比較して3百万円（10.7%）の減少となりました。これは、地方債の返済に伴う支払利息が減少したことが主な要因となります。

【臨時損失】

2023（令和5）年度の臨時損失は1百万円と、前年度とほぼ同額となりました。

【当期純利益】

2023（令和5）年度の当期純利益は△632百万円と、前年度と比較して1,763百万円（155.9%）の減少となりました。これは、新型コロナウイルス感染症に関連する補助金等が終了したことによる収益の大幅な減少が主な要因となります。その一方で、本業である医業収益は増加の傾向にあります。

④ 純資産変動計算書

2023（令和5）年度末現在の純資産合計は、当期純利益が△632百万円であったことに伴い、利益剰余金が減少したことで、1,370百万円となっております。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

2023（令和5）年度の業務活動によるキャッシュ・フローは963百万円の収入と、前年度と比較して96百万円の収入の減少となりました。診療業務活動によるキャッシュ・フローに含まれる補助金等収入の減少が主な要因となります。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

2023（令和5）年度の投資活動によるキャッシュ・フローは367百万円の支出と、前年度と比較して331百万円の支出の増加となりました。建設仮勘定を含め、有形固定資産の取得による支出の増加が主な要因となります。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

2023（令和5）年度の財務活動によるキャッシュ・フローは151百万円の支出と、前年度と比較して379百万円の支出の減少となりました。移行前地方債償還債務の償還に関する支出の減少と長期借入れによる収入の増加が主な要因となります。

1 4 内部統制の整備・運用に関する情報

(1) 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況は、次のとおりです。

地方独立行政法人の内部統制については、国の独立行政法人と同様に地方においても重要とされ、その業務方法書に内部統制の体制について明文化することとされました。

地方自治法等の一部改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の法第22条第2項において、業務方法書には、「役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない」とされています。

<法人の内部統制の運用（業務方法書第8条、第9条、第12条）>

法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令、筑西市の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として、基本理念及び運営方針を策定し、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めています。

また、理事会の設置及び役員の職務に関する規程等を整備しています。内部統制を推進するため、役員を構成員とする内部統制推進体制と内部統制に関する規程等を整備しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第16条、第17条、第18条）>

監事が監事監査を適正に実施する体制に関する規程等を整備しており、監事は法人の業務及び会計に関する監査を行い、監査結果を理事長に報告するものとしています。

業務方法書では内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとしています。

また、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとしています。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

2018（平成30）年10月	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 設立 ・茨城県西部メディカルセンター 開院 ・筑西診療所 開所
2020（令和 2）年 4月	DPC対象病院 (茨城県西部メディカルセンター)
2021（令和 3）年 8月	地域医療支援病院として茨城県より承認 (茨城県西部メディカルセンター)
2021（令和 3）年12月	茨城エコ事業所として登録 (茨城県西部メディカルセンター)

(2) 設立根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

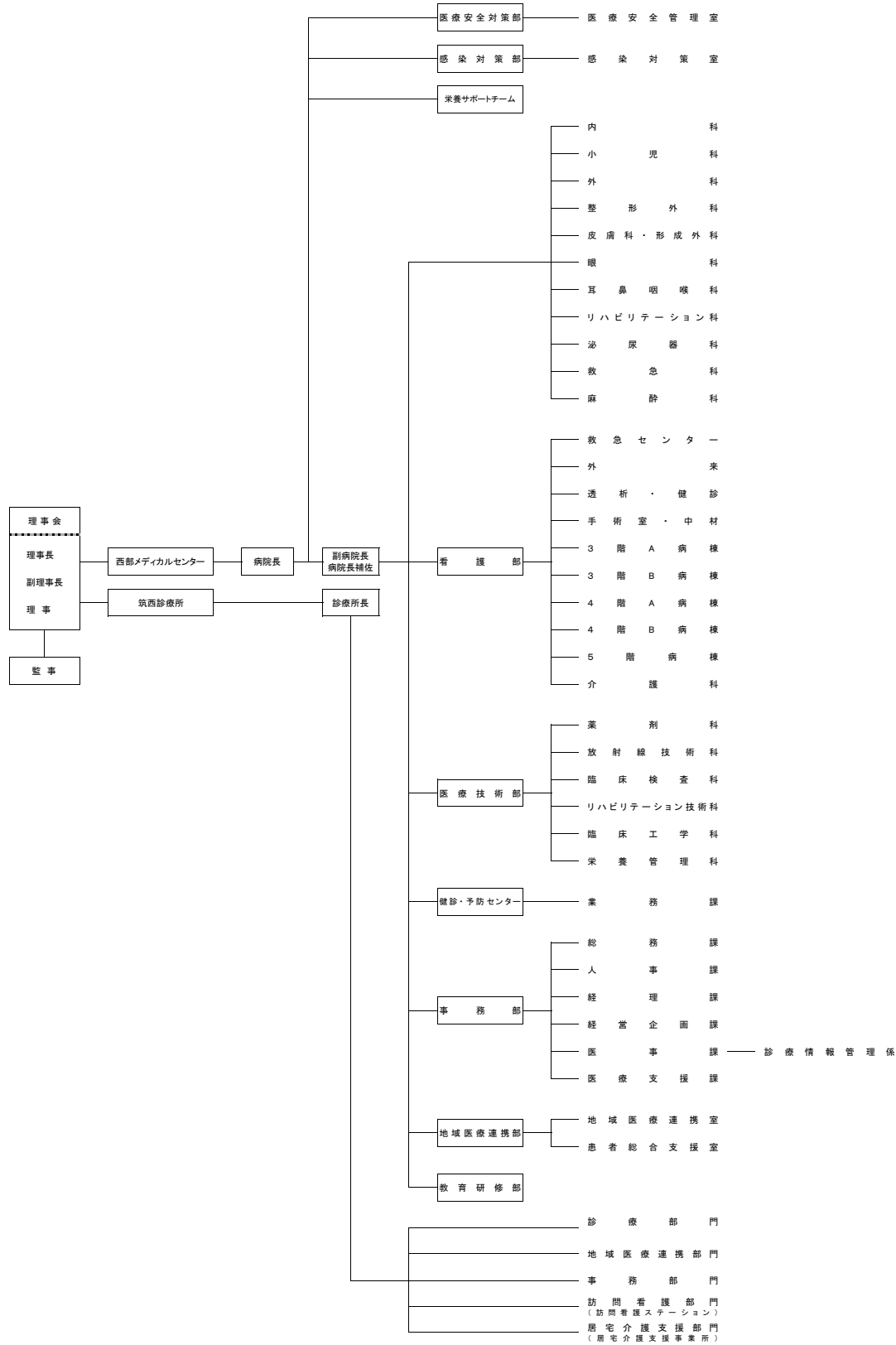
(3) 設立団体

筑西市

(4) 組織図

2024年3月31日現在

地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター・筑西診療所 組織図



(5) 所在地

茨城県西部メディカルセンター 〒308-0813 茨城県筑西市大塚555番地
筑西診療所 〒308-0847 茨城県筑西市玉戸1658番地